

職員の給与等に関する報告・勧告

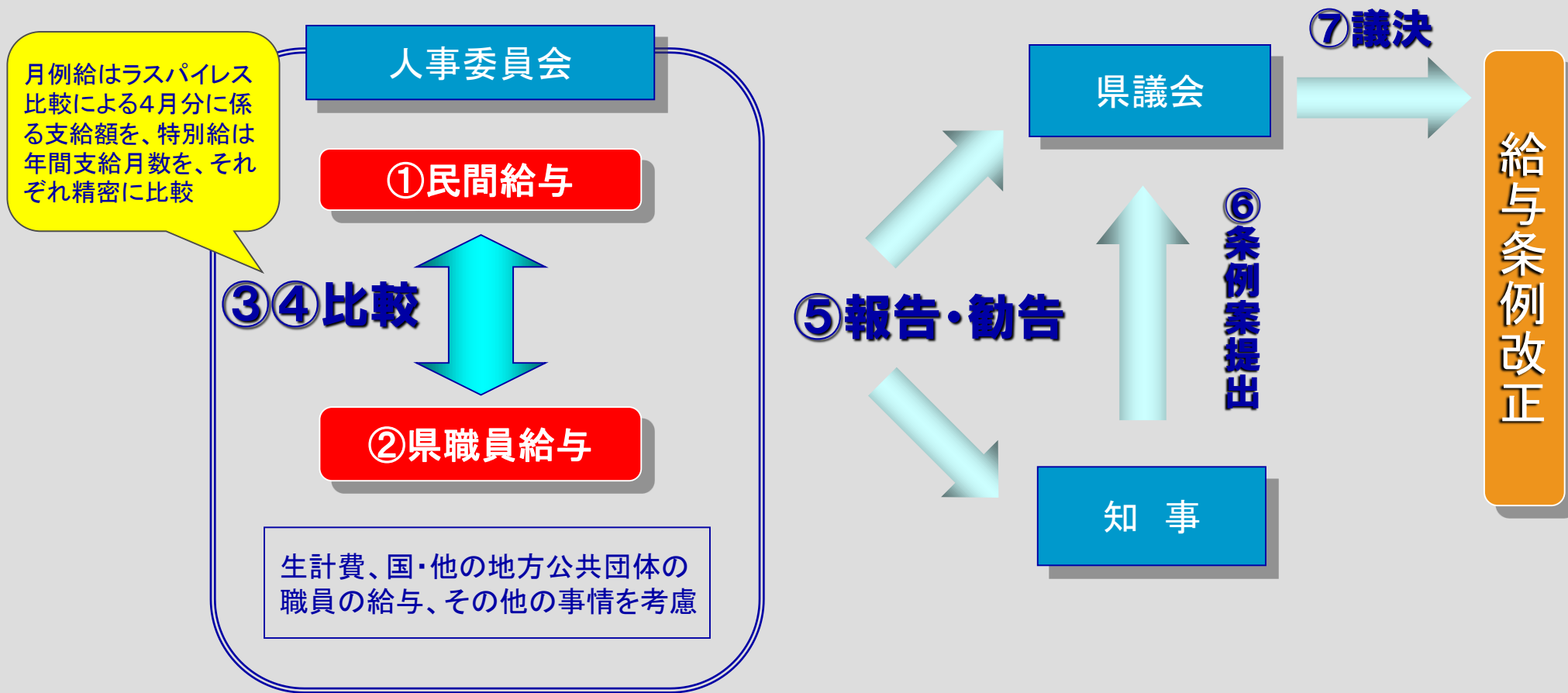
(1)概要

- 地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づくもの。
- 県議会・知事に対して、職員の給与等に関する報告を毎年少なくとも1回実施し、あわせて給与改定に関する勧告を実施。
- 公務員が、民間企業従業員と異なり、争議権や団体交渉権など労働基本権が制約されていることに伴う代償措置。
- 県内民間事業所の従業員の給与水準について毎年調査し、県職員の給与水準と比較の上、均衡させること(民間準拠)を基本に、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮。

(2)給与決定に関する諸原則

原則	内容	根拠法令
情勢適応の原則	給与が社会一般の情勢に適応するように適当な措置を講じなければならない。	地方公務員法 第14条第1項
職務給の原則	給与は、その職務と責任に応じるものでなければならない。	地方公務員法 第24条第1項
均衡の原則	給与は、①生計費、②国の職員の給与、③他の地方公共団体の職員の給与、④民間事業の従事者の給与、⑤その他の事情を考慮して定めなければならない。	地方公務員法 第24条第2項
給与条例主義の原則	給与は、条例で定めなければならない。また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない。	地方公務員法 第24条第5項、 第25条第1項 ほか

(3)給与決定の流れ



- ①民間企業の4月支給給与の調査(職種別民間給与実態調査)
- ②県職員の4月支給給与の調査(職員給与実態調査)
- ③民間と県職員の4月支給給与の比較(公民較差の算出)
- ④民間と県職員の特別給の比較
- ⑤県議会及び知事に報告・勧告
- ⑥知事が改正内容を検討、条例改正案を決定、県議会に提出
- ⑦県議会で審議、議決

(4)職種別民間給与実態調査

【調査の流れ】



調査対象事業所の選定

- ・常勤の正社員が企業規模で50人以上かつ事業所規模で50人以上の事業所

産業・規模によるグループ化

グループ化した名簿から調査事業所を無作為抽出

【調査の対象】

- ・公務と類似する業務に従事する常勤従業員

【調査項目】

- ・4月分給与月額、学歴、年齢
- ・新規学卒者初任給月額
- ・賞与等の特別給
- ・給与改定状況、諸手当の支給状況等

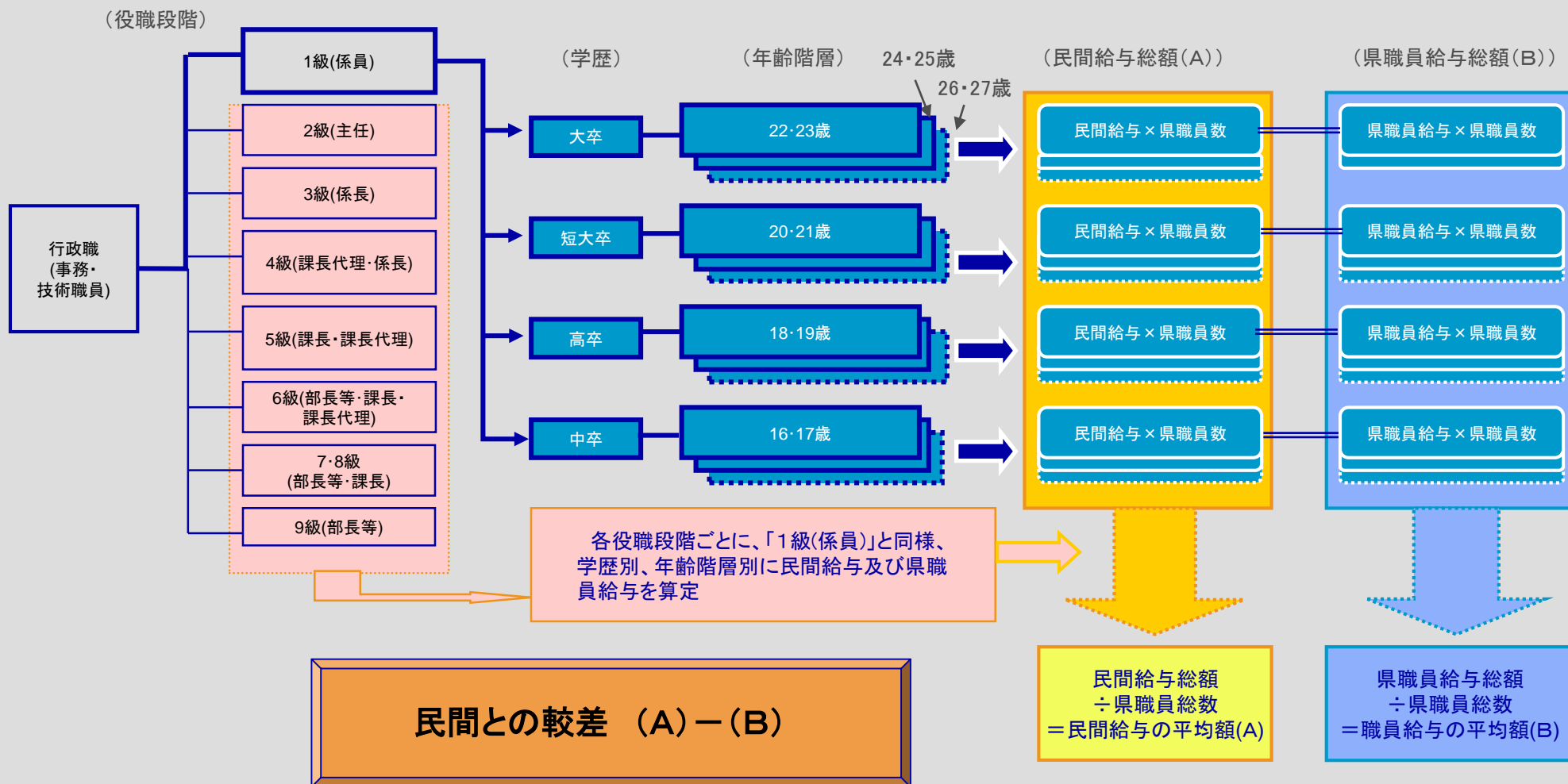
【調査方法】

- ・調査員が事業所を直接訪問

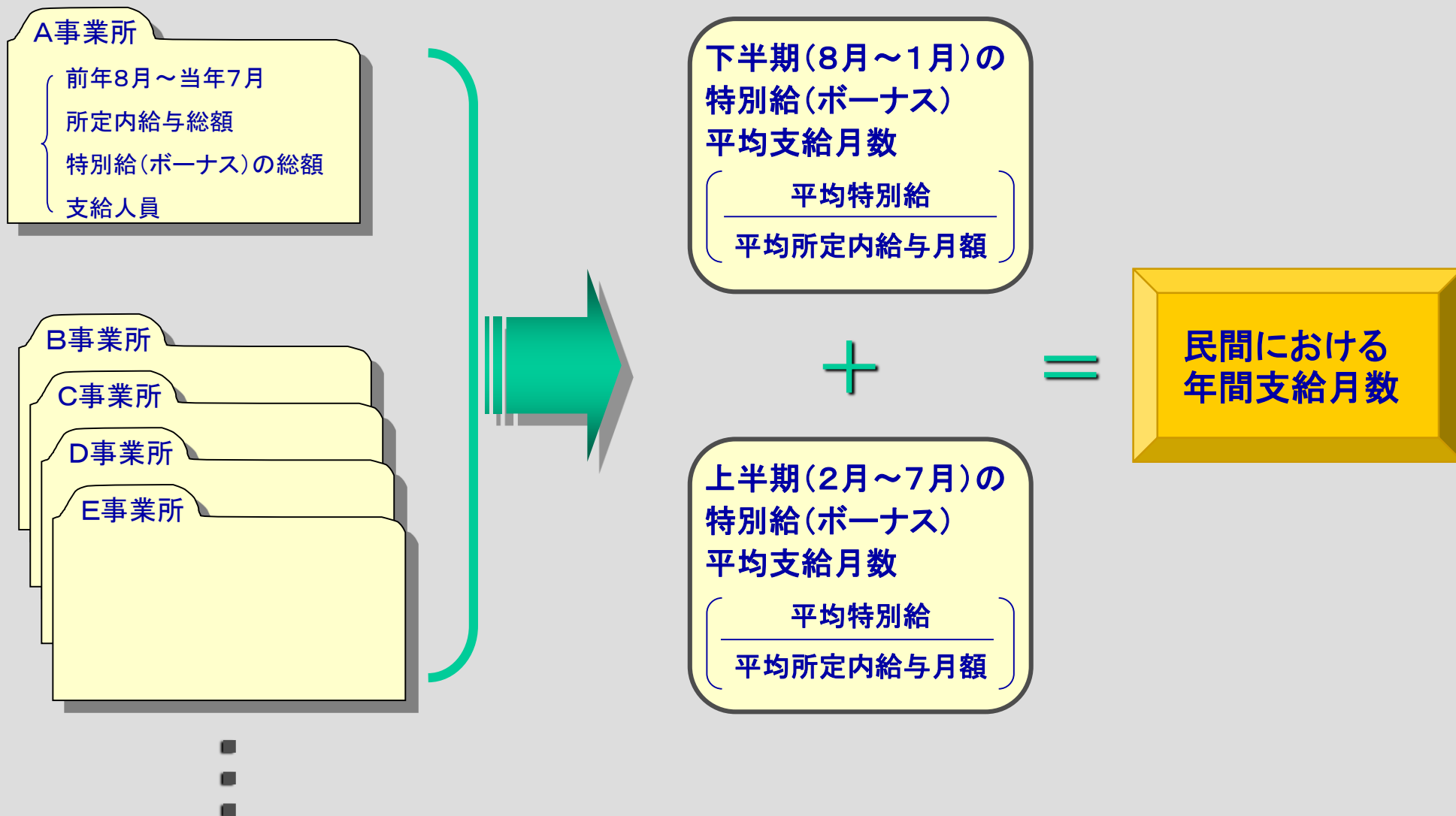
母集団から抽出して調査した結果を母集団に戻す(ウエイト)

(5) 県職員給与と民間給与とのラスパイレス比較(月例給)

- 個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給している総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出。
- 具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較。



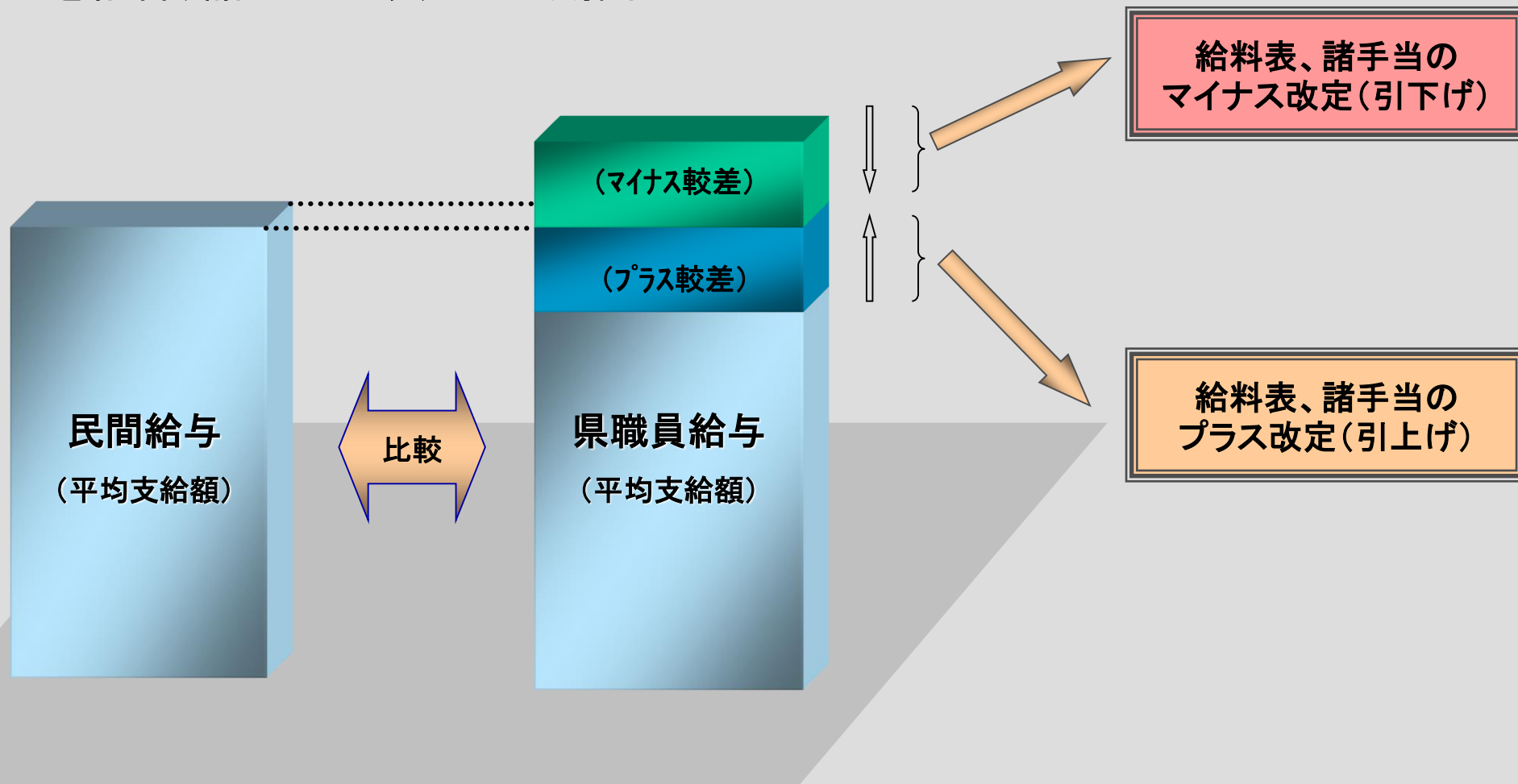
(6)特別給(期末・勤勉手当)に係る支給月数の算出



(7) 民間給与との較差に基づく給与改定

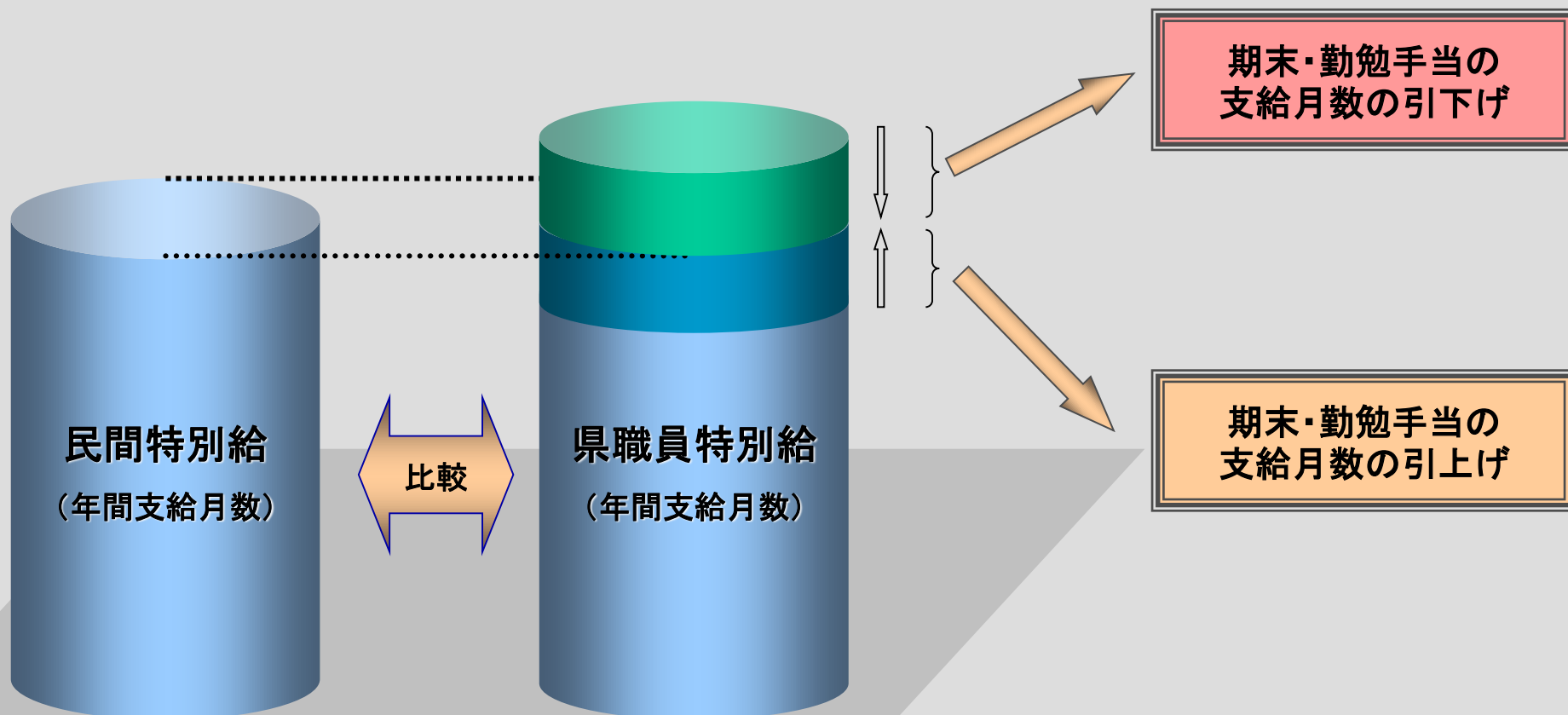
① 月例給

4月分の民間給与と県職員給与を(5)のラスパイレス方式により比較し、得られた較差を給料、諸手当の改定により解消



② 特別給

民間の過去1年間(前年8月～当年7月)の年間支給月数に県職員の支給月数を合わせることを基本



(参考)

I. 令和5年県職員給与と民間給与との比較

【平均給与月額】

改定あり

(令和5年4月)

民間給与(事務・技術)	県職員給与(行政職)	較差
363,998円	360,942円	3,056円 0.85%

(注) 県職員の平均年齢は42.8歳で、平均経験年数は20.2年である。

【特別給】

項目	区分	民間 (事務・技術等従業員)	県職員の特別給の 年間支給月数
	平均所定内給与月額	下半期(A1)	
	上半期(A2)	350,703円	
特別給の支給額	下半期(B1)	798,045円	支給月数 の引上げ
	上半期(B2)	773,522円	
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.28月分	↔
	上半期(B2/A2)	2.21月分	
年間の平均		4.49月分	4.40月

Ⅱ．最近の給与勧告の実施状況

	月例給		特別給(ボーナス)		平均年間給与	
	較差率(%)	改定率(%)	年間支給月数(月)	対前年比増減(月)	増減額(千円)	率(%)
平成25年	0.05	改定なし	3.95	—	—	—
平成26年	1.15	1.14	4.10	0.15	126	2.13
平成27年	0.33	0.32	4.20	0.10	57	0.95
平成28年	0.13	0.12	4.30	0.10	44	0.73
平成29年	0.13	0.13	4.40	0.10	45	0.75
平成30年	0.16	0.16	4.45	0.05	28	0.47
令和元年	0.10	0.10	4.50	0.05	24	0.41
令和2年	△0.05	改定なし	4.45	△0.05	△19	△0.31
令和3年	△0.02	改定なし	4.30	△0.15	△57	△0.94
令和4年	0.23	0.21	4.40	0.10	49	0.82
令和5年	0.85	0.83	4.50	0.10	87	1.46

(注) 平均年間給与額は、人事院の算定方法に準じて算定した額

Ⅲ. 勧告に伴う平均年間給与影響額

	勧告前		勧告後		年間給与の影響額	
	給与月額(円)	年間給与(円)	給与月額(円)	年間給与(円)	増減額(円)	率(%)
平成25年	374,813 (365,718)	6,060,000 (5,920,000)	—	—	—	—
平成26年	367,823	5,929,000	372,030	6,055,000	126,000	2.13
平成27年	368,528	5,997,000	369,702	6,054,000	57,000	0.95
平成28年	366,489	5,996,000	366,922	6,040,000	44,000	0.73
平成29年	364,363	5,999,000	364,824	6,044,000	45,000	0.75
平成30年	363,092	6,014,000	363,675	6,042,000	28,000	0.47
令和元年	363,615	6,040,000	363,971	6,064,000	24,000	0.41
令和2年	362,871	6,042,000	—	6,023,000	△19,000	△0.31
令和3年	361,622	6,003,000	—	5,946,000	△57,000	△0.94
令和4年	359,508	5,908,000	360,245	5,957,000	49,000	0.82
令和5年	360,942	5,968,000	363,944	6,055,000	87,000	1.46

(注)1 行政職給料表適用職員(新規学卒者を除く)の4月分の平均給与月額をもとに算出したもの

2 ()書きは、給料の減額措置がとられた後の額(各年4月時点)をもとに算定した額